

災害時の避難所では 新型コロナウイルス感染症対策が必要です！

避難所を開設する市と避難者が協力して、感染リスクを低減した避難所運営を行うため、「四国中央市避難所運営マニュアル～新型コロナウイルス感染症対策編～」を作成しました。今後はこのマニュアルに基づき、避難所を運営していきますので、みなさんのご協力をお願いします。

問 防災まちづくり推進課 28-6934

マニュアルにおける 5 つのポイント！

1 できる限り多くの避難所の確保により 3密（密閉・密集・密接）を回避

避難所内が避難者で密の状態にならないよう、避難者ごとの間隔を広く確保するため、通常より多くの避難所を開設します。

3 感染の疑いがある人などと 他の避難者の接触を削減

発熱や咳など体調不良の人など、感染に疑いがある人の専用避難所（別の施設を確保できない場合は「専用スペース」と、その他の方の避難所（別の施設を確保できない場合は「居住スペース」）を開設（設置）し、両者の接触機会を削減します。

5 市民のみなさんへの事前周知

避難とは「難」を「避ける」こと、安全を確保することであり、まずは自宅の災害での危険性を確認し、自宅が安全な場合は自宅避難を検討することや、避難する際にはマスクや体温計などを持参することなどを広報紙や市ホームページなどを通じてお知らせします。



2 一人ひとりの感染防止対策（マスク、 手洗い、咳エチケットなど）の徹底

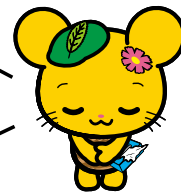
一人ひとりが、マスク着用や手洗い、咳エチケットなどの感染防止対策を徹底して行うことが、感染拡大を防ぐ基本です。避難者の目につく場所にポスターなどを掲示して周知を行います。



4 感染者が確認された際の、 市と保健所などが連携した適切な対応

避難者で感染が確認された場合は、保健所の接触者調査に協力し、また保健所と連携して避難所の消毒などに速やかに対応します。

避難所の運営に、
ご協力をお願いします



※マニュアルは市ホームページでご覧になれます▲

